



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.5
事例1

調剤

名称類似薬の取り違い



事例

【事例の詳細】

患者にフルナーゼ点鼻液50 μ g 56噴霧用が処方され、患者は後発医薬品を希望した。薬剤師Aはフルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「トーワ」56噴霧用を調製するところ、アラミスト点鼻液27.5 μ g 56噴霧用の後発医薬品であるフルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5 μ g「トーワ」56噴霧用を調製した。鑑査を行った薬剤師Bが、薬剤の取り違いに気付き、調製し直した。

【背景・要因】

フルナーゼ点鼻液50 μ g 56噴霧用は、当薬局では取り扱う機会が少ない薬剤であった。調製した薬剤師Aは知識不足により、有効成分が異なる別の後発医薬品を調製した。当薬局では、名称類似薬の取り違いを防止するため、名称が類似する薬剤の一覧表を作成しているが、フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5 μ g「トーワ」56噴霧用を新たに採用した際に、一覧表を更新していなかった。

【薬局から報告された改善策】

名称が類似する薬剤について定期的に確認を行い、薬局内の職員に周知することとした。



その他の 情報

先発医薬品名	フルナーゼ点鼻液50 μ g 56噴霧用	アラミスト点鼻液27.5 μ g 56噴霧用
有効成分	フルチカゾンプロピオン酸エステル	フルチカゾンフランカルボン酸エステル
効能又は効果	アレルギー性鼻炎 血管運動性鼻炎	アレルギー性鼻炎
用法・用量	成人は、通常1回各鼻腔に1噴霧（フルチカゾンプロピオン酸エステルとして50 μ g）を1日2回投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日の最大投与量は、8噴霧を限度とする。	成人には、通常1回各鼻腔に2噴霧（1噴霧あたりフルチカゾンフランカルボン酸エステルとして27.5 μ gを含有）を1日1回投与する。小児には、通常1回各鼻腔に1噴霧（1噴霧あたりフルチカゾンフランカルボン酸エステルとして27.5 μ gを含有）を1日1回投与する。

(2025年4月18日現在)



事例の ポイント

- 薬剤を採用する際は、すでに採用している薬剤と名称が類似していないか確認し、取り違いが起きそうな組み合わせがあれば、薬剤棚への注意喚起の表示、薬局職員への情報提供などを行い、薬剤の取り違いを防止するための対策を講じることが重要である。
- 本事例の背景・要因には、名称が類似する薬剤の一覧表の更新に漏れがあったことが挙げられている。薬局内で医薬品情報の収集・管理を行う担当者を決め、情報を常に最新の状態にアップデートする体制を構築することは、薬剤の取り違いを防止するうえで有用である。
- 先発医薬品から後発医薬品に変更して調剤を行う場合、処方箋に記載された薬剤とは名称の異なる薬剤を調製するため、薬剤の取り違いが起きやすい。正しい薬剤を取り揃えるための具体的な手順を定め、遵守することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。